

盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準

(平成3年9月30日市長決裁)

改正	平成5年9月30日決裁	平成17年7月13日決裁	平成27年5月27日決裁
	平成7年3月29日決裁	平成19年3月7日決裁	平成28年3月10日決裁
	平成13年3月13日決裁	平成19年7月31日決裁	平成30年2月14日決裁
	平成14年3月20日決裁	平成21年3月13日決裁	令和2年6月12日決裁
	平成14年5月31日決裁	平成21年8月28日決裁	令和8年3月27日決裁
	平成16年5月20日決裁	平成22年3月30日決裁	令和8年7月24日決裁
	平成17年4月26日決裁	平成24年12月11日決裁	

(趣旨)

第1 この基準は、盛岡市が発注する市営建設工事（盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱（平成8年告示第419号。以下「要綱」という。）第2に規定する市営建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約に係る競争入札参加資格者（要綱第6に規定する資格者をいう。以下「資格者」という。）の指名停止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2 市長は、資格者が別表第1から別表第3までの左欄に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該各号に定める適用基準の期間により、当該資格者に対して指名停止を行うものとする。

2 市長が前項の指名停止を行ったときは、契約担当者（盛岡市財務規則（昭和46年盛岡市規則第33号）第2条第8号に規定する契約担当者をいう。）は、当該資格者を入札の落札者としてはならない。当該資格者を構成員に含む特定共同企業体（盛岡市特定市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱（昭和62年盛岡市告示第145号）第2条第3号に規定する特定共同企業体をいう。以下同じ。）についても同様とする。この場合、当該資格者及び当該資格者を構成員に含む特定共同企業体を現に指名しているときは、市長は、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び特定共同企業体に関する指名停止)

第3 市長は、第2第1項の規定により元請負人について指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人に対して、元請負人と同じ期間の指名停止と併せて行うことができるものとする。

2 市長は、第2第2項の規定により指名停止を受けることとなる特定共同企業体又は事業協同組合等の資格者である構成員（明らかに当該指名停止に責を負わないと認められる者を除く。）について当該特定企業体又は事業協同組合等の指名停止期間の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、第2第2項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む特定共同企業体又は事業協同組合等について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4 資格者が一の事案により別表第1から別表第3までに規定する措置要件の2以上に該当したときは、適用基準の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 市長は、資格者が次の各号の一に該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 同一の資格者が、別表第1から別表第3までの各号（別表第2第1号から第3号までを除く。この号同じ。）の措置要件による指名停止の期間満了後1年を経過するまでの間に、同表第1から同表第3までの各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 同一の資格者が、別表第2第1号から第3号までの措置要件による指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、同表第2第1号から第3号までの措置要件に該当することとなったとき。

(3) 同一の資格者が、同時期に別表第1から別表第3までの各号の措置要件に複数該当することとなったとき。

(4) 同一の資格者が、指名停止の期間中に、別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することとなったとき。

3 市長は、資格者について情状酌量すべき事由があるため、別表第1から別表第3までの各号に定める適用基準の期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は資格者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1から別表第3までの各号に定める適用基準の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表第1から別表第3まで及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の資格者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該資格者に対して行われた指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5 市長は、資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第2号又は第3号に該当したとき。

(2) 別表第2第2号又は第3号に該当する資格者（その役員又は使用人を含む。）について、

独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競争等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競争等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 別表第2第2号に該当する資格者について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があったとき。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する資格者に悪質な事由があるとき。

(5) 市又は他の公共機関の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する資格者に悪質な事由があるとき。

2 市長は、指名停止期間が満了した資格者について、別表第2第2号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

3 市長は、資格者が独占禁止法違反等の不正行為により、別表第2第2号に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合には、指名停止の期間を短縮することができる。

（指名停止期間の承継）

第6 市長は、指名停止の期間中の資格者について、合併、会社分割、営業譲渡等の組織変更により当該資格者の業務を承継した資格者があることが明らかになったときは、次のとおり当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

(1) 指名停止の期間中の資格者が消滅する会社合併の場合において次に該当するときは、当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

ア 承継した資格者の役員の半数以上が消滅する資格者の役員を兼ねているとき又は合併と同時に兼ねることとなるとき。

イ 消滅する資格者の役員又は役員であった者が承継した資格者の株式の過半数を保有するとき。

ウ 消滅する資格者と承継した資格者が親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあるとき又は親会社を同じくする子会社同士の関係にあるとき。

エ アからウまでに該当しない場合で、合併比率が1対1以上のとき。

(2) 新設合併の場合において、指名停止の期間中の資格者の業務の承継については、前号の規定を準用する。

(3) 指名停止の期間中の資格者が会社分割を行ったときは、当該資格者の業務を承継した資格者全者に当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

(4) 指名停止の期間中の資格者から営業又は事業の一部譲渡を受けた資格者については、営業又は事業の一部譲渡の対象となる部門を第1号の消滅する資格者とみなして第1号の規定に準用する。

(指名停止の通知)

第7 市長は、第2第1項又は第3第2項の規定により指名停止を行い、第4第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 契約検査課長は、市長が前項の規定による通知をしたときは、市のホームページに掲載し、公表するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市営建設工事の施工に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の指示及びその結果の報告を求めるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8 市長は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約できる相手方が指名停止期間中の資格者のみの場合であって、次の各号に掲げるやむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(1) 災害時の応急工事等で緊急を要するとき。

(2) 指名停止期間中に契約しなければ著しく不利になると認められるとき。

(3) 当該資格者しか履行できない契約であり、指名停止期間中に契約しなければ市民生活等に重大な影響を及ぼすと認められるとき。

(下請等の禁止)

第9 市長は、指名停止の期間中の資格者が市営建設工事を下請し、又は受託することを承認しないものとする。ただし、第8各号に該当する場合はこの限りではない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10 市長は、資格者に指名停止に至らない事由がある場合において必要があると認めたときは、当該資格者に対し書面又は口頭により警告又は注意を行うことができる。

(建設関連業務の委託契約等に係る競争入札参加資格者に対する指名停止)

第11 建設関連業務の委託契約及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者に対する指名停止については、市営建設工事の例による。

附 則

この基準は、平成3年10月1日から適用する。

附 則（平成5年9月30日）

この基準は、平成5年9月30日から適用する。

附 則（平成7年3月29日）

この基準は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月13日）

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月20日）

1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準の規定は、この基準の施行の日以後に完成検査を行う市営建設工事から適用し、同日前に完成検査を行った市営建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成14年5月31日）

この基準は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成16年5月20日）

この基準は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年4月26日）

この基準は、平成17年5月2日から施行する。

附 則（平成17年7月13日）

この基準は、平成17年7月15日から施行する。

附 則（平成19年3月7日）

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月31日）

1 この基準は、平成19年10月1日から施行する。

2 資格者が改正前の別表第2第1号から第7号までに規定する措置要件に該当する場合で、平成19年9月30日以前に当該措置要件に該当することとなったときの措置基準の適用については、なお従前の例による。

3 改正前の別表第2第1号から第7号までのいずれかの規定に基づき平成19年9月30日以前に行われた指名停止の措置に係る改正前の第4及び第5の特例の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月13日）

この基準は、平成21年3月13日から施行する。ただし、本文の基準は、平成21年6月1日から施行するものとし、第6の取扱いは次による。

(1) この基準の施行の日（以下「施行日」という。）において指名停止の期間中である資格者について、施行日以後の組織変更により当該資格者の業務を承継した資格者が明らかになっ

たときは、改正後の基準を適用する。

- (2) 施行日前の違法行為等に係る施行日以後の行政指導、行政処分等に基づき指名停止を受けた資格者について、当該指名停止を受けた日以前の組織変更により当該資格者の業務を承継した資格者があることが明らかになったときは、改正後の基準を適用する。

附 則（平成21年8月28日）

この基準は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日）

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月11日）

この基準は、平成24年12月11日から施行する。

附 則（平成27年5月27日）

この基準は、平成27年5月27日から施行する。

附 則（平成28年3月10日）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月14日）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月12日）

この基準は、令和2年6月12日から施行する。

附 則（令和8年3月27日）

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年7月24日）

この基準は、令和8年7月24日から施行する。

別表第1（第2、第4関係）事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
（過失による粗雑工事）		
1 市営建設工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき （引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であるときを除く。）。	(1) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明するなど、措置要件に該当するとき。 (2) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明し、市への報告が遅れるなど、受注者の施工管理上の契約不適合が認められるとき。 (3) 工事施工中に市により粗雑工事が指摘されるなど、受注者の施工管理上の契約不適合が大きいと認められるとき。 (4) 工事完成後の工事検査などにより粗雑工事が判明するなど、受注者の施工管理上の契約不適合が特に大きいと認められるとき。 (5) 完成工期が遅れるなど、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。	2 月 3 月 4 月 5 月 6 月
2 1に掲げる工事以外の工事（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	(1) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明するなど、措置要件に該当するとき。 (2) 工事完成後の工事検査などにより粗雑工事が判明するなど、受注者の施工管理上の契約不適合が特に大きいと認められるとき。 (3) 完成工期が遅れるなど、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。	1 月 2 月 3 月
（契約違反）		
3 1に掲げる場合のほか、市営建設工事の施工に当たり、契約に違反し、市営建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 契約条項の違反が判明するなど、措置要件に該当するとき。 (2) 正当な理由がなく完成工期が遅れるなど、当該契約違反の工事への影響が重大と認められるとき。 (3) 一括下請を行った場合、工事施工に必要な報告を怠った場合など、当該契約違反が市との信頼関係を明らかに損なわせたと認められるとき。	1 月 3 月 5 月
（公衆損害事故）		
4 市営建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に	(1) 安全管理上問題があり公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。 (2) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。	1 月 2 月

(虚偽記載) 8 市営建設工事の請負契約において、一般競争入札及び指名競争入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 工事施工着手前に受注者から虚偽の記載について報告があった場合など、受注者の契約不適合が認められるとき。 (2) 工事施工着手前に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、受注者の契約不適合が大きいと認められるとき。 (3) 工事施工着手後に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、受注者の契約不適合が特に大きいと認められるとき。 (4) 工事施工着手前に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められるなど、虚偽記載の原因等が重大と認められるとき。 (5) 工事施工着手後に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められるなど、虚偽記載の原因等が特に重大と認められるとき。 (6) 文書偽造、事前共謀その他当該虚偽の記載について明らかに故意性が認められる事実があるとき。	1 月 2 月 3 月 4 月 5 月 6 月
--	--	---

(注 1) 一般工事は原則として市の区域内における工事とするが、市の区域外における工事であっても、事故等が特に重大であると認められるときは措置の対象とする。

(注 2) 指名停止措置の実施時期は、当該事実を認定した日からとする。

別表第2（第2、第4関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
(贈賄) 1 資格者である個人、資格者である役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑法第198条に定める贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、市営建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	次の(1)から(4)までに掲げる場合等において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する事実が判明したとき。 (1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 刑事告発 (4) 資格者である法人の代表者、資格者である個人又は資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反容疑による逮捕	12月
(競売入札妨害又は談合) 3 資格者である個人、資格者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑法第96条の6に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月
(建設業法違反) 4 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市営建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 指示処分を受けたとき。 (2) 営業停止処分又は市営建設工事に関し指示処分を受けたとき。 (3) 市営建設工事に関し営業停止処分を受けたとき。 (4) 一般役員等又は使用人が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 (5) 代表役員等が逮捕された場合、一般役員等又は	1月 2月 3月 4月 5月

(不正又は不誠実な行為) 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市営建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	使用人が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。	
	(6) 代表役員等が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。	6月
	(7) 一般役員等又は使用人が市営建設工事に関し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。	8月
	(8) 代表役員等が市営建設工事に関し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。	9月
	(1) 業務に関し虚偽の説明又は報告をするなど、信頼関係を損なう行為があったと認められるとき。	1月
	(2) 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。	2月
	(3) 一般役員等又は使用人が逮捕されるなど、悪質性が大きいと認められるとき。	3月
	(4) 盛岡市低入札価格調査制度実施要領（平成30年2月14日市長決裁。以下「低入札実施要領」という。）に基づく調査の結果失格となったときにおいて、書類の提出が行われない若しくは説明要求に応じない等調査に協力しない場合、労務費について法定最低賃金を下回っていた場合又は工事費内訳書記載単価について不当に低額に設定するなど算出根拠が極めて不適正な場合。	
	(5) 代表役員等が逮捕されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。	4月
	(6) 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。	5月
	(7) 市営建設工事において、低入札実施要領に基づく追跡調査の結果、いずれかに該当するとき ①調査時の申告に虚偽の事実が認められる場合。 ②下請又は資機材納入に係るヒアリングの結果、正当な理由がなく調査時と大幅な相違が認められた場合 ③請負工事費の使途について、前払金を当該工事以外へ流用するなど目的外流用が認められた場合。	
	(8) 代表役員等が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。	6月
	(9) 一般役員等又は使用人が市営建設工事に関し逮	8月

6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、市営建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。	
	(10) 代表役員等が市営建設工事に関し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。	9月
	(11) 本市との取引等において、不正な行為を行ったと認められるとき。	6月
	(1) 業務全般に関する法令違反により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。	4月
	(2) 公共機関発注の事業に関し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。	6月
	(3) 公共機関発注の事業に関し拘禁刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。	8月
	(4) (3)に加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。	9月

(注1) 資格者の「役員」又は「使用人」が贈賄等の容疑で逮捕又は公訴の提起をされた場合において、元役員又は元使用人であっても、当該容疑の行為が在任期間中のものであれば、現役員又は現使用人と同様の措置の取扱いとする。

(注2) 指名停止措置の実施時期は、当該事実を認定した日又は逮捕若しくは公訴の提起を知った日からとする。

別表第3（第2、第4関係）契約の履行等に関する措置基準

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
(契約締結拒否)		
1 市営建設工事の競争入札又は随意契約において落札又は決定した者が当該工事の請負契約を締結しなかったとき。	(1) 資格者の過失により、入札又は契約の手続を遅延させたとき。 (2) 資格者の過失により入札又は契約の手続を大幅に遅延させるなど、影響が大きいと認められるとき。 (3) 入札契約手続を妨害する目的など、極めて悪質であると認められるとき。	2月 4月 12月
(経営状況の一時的悪化)		
2 銀行取引停止措置を受けた等経営状況が一時的に悪化し、市営建設工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。	資格者が小切手又は手形の決済ができず不渡りを出すなどして、銀行等から取引停止を受けるなど、経営状況が一時的に悪化したとき。	経営状態が正常になったと認められる日まで
(工事成績の不良)		
3 施工した市営建設工事に係る完成検査の工事成績評定書の評定点合計が次の点数となったとき。	(1) 工事成績評定点合計が、45点以上50点未満のとき。 (2) 工事成績評定点合計が、35点以上45点未満のとき。 (3) 工事成績評定点合計が、35点未満のとき。	1月 2月 6月

(注) 指名停止措置の実施時期は、当該事実を認定した日からとする。

別表第4（第2、第4関係）暴力団排除に基づく措置基準

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
（暴力団排除） 有資格業者の役員 （個人である場合はその者、法人である場合の建設業法第5条第3号に規定する役員、及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人をいう。以下同じ。）が、盛岡市暴力団排除条例（昭和27年3月25日条例第9号。以下「条例」という。）第9条第1項各号に掲げる者に該当するとき又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう）。以下同じ。）若しくは暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有するなど、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合。	（1）有資格業者の役員等が暴力団員であると認められるとき。	24月
	（2）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。	24月
	（3）有資格業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	9月
	（4）有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	9月
	（5）有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	9月
	（6）受注者が下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	9月
	（7）受注者が（1）から（5）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、契約担当者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。	2月
	（8）受注者が契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団関係者等による不当要求又は妨害を受けたにもかかわらず、正当な理由なく契約担当者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。	1月

（注1）「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。